国指定最上川河口鳥獣保護区計画書 【存続期間の更新及び変更(保護の指針の変更)】

平成 27 年 11 月 1 日 環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称 最上川河口鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

山形県酒田市の最上川右岸の堤防法線と新両羽橋下流側との交点を起点とし、同所 から同橋を南西に進み京田川左岸の堤防法線との交点に至り、同所から同法線を 1,646m北西に進んだ点に至り、同所から同堤防横断方向に引いた線を南西に進み市道 飯森山1号線の北側との交点に至り、同所から同道路を56m南西に進んだ点に至り、 同所から同道路横断方向に引いた線を南進し試田農道の西側との交点に至り、同所か ら同農道を南進し市道坂野辺新田1号線との交点に至り、同所から同道路を西進し県 道宮野浦坂野辺新田線との交点に至り、同所から同道路を北進し国道 112 号との交点 に至り、同所から同道路を北東に進み京田川左岸の堤防法線との交点に至り、同所か ら同道路横断方向に引いた線を北西に進み市道高見台宮野浦線の東側との交点に至 り、同所から同道路を北西に進み市道宮野浦緑ヶ丘2丁目線との交点に至り、同所か ら同道路を南西に進み国道 112 号との交点に至り、同所から同道路を南進し庄内空港 敷地境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同空港敷地西端に至り、同所 から同境界線を南進し同空港敷地南端に至り、同所から同境界線を東進し国道 112 号 との交点に至り、同所から同道路を南進し同市と同県鶴岡市の境界線との交点に至り、 同所から同境界線を西進し最大高潮時海岸線(以下「海岸線」という。)との交点に 至り、同所から海岸線を北東に進み酒田港北防波堤灯台を中心とする半径 1,000mの 円周との交点に至り、同所から同円周を右回りに進み浚渫十埋立護岸との交点に至り、 同所から同護岸を北西に進み同護岸北端に至り、同所から同護岸を南西に進み同護岸 西端に至り、同所から同護岸を南東に進み海岸線との交点に至り、同所から海岸線を 南進し港橋との交点に至り、同所から同橋を南西に進み海岸線との交点に至り、同所 から海岸線を南西に進み同市入船町の境界との交点に至り、同所より入船町の境界線 を北西に進み同市落野目の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み最 上川右岸の堤防法線との交点に至り、同所から同法線を南東に進み起点に至る線によ り囲まれた区域。

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間平成27年11月1日から平成47年10月31日まで(20年)

- 2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針
- (1) 国指定鳥獣保護区の指定区分 集団渡来地の保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、山形県酒田市に位置し、最上川河口部、その周辺沿岸海域、赤川河口部及び両河川から運ばれる土砂によって形成された海岸砂丘から成る。最上川及び赤川河口部の河川敷には湿地、ヨシ群落、ススキ等の草原が残されているほか、最上川河口部は酒田本港及び北港の防波堤により荒天でも波が比較的穏やかである。また、海岸砂丘にはハマニンニク等の砂丘植物群落のほか、飛砂防止のためのクロマツの植林地が広がり、当該区域の背後は庄内平野の水田地帯となっている。

このような自然環境を反映し、当該区域にはマガンやハクチョウ類を含むガンカモ類が毎年概ね 10,000 羽程度渡来し、採餌及び休息の場、ねぐら等として利用するなど、渡り鳥の越冬地等として重要な区域となっている。特に、コハクチョウは、東アジア地域個体群の 1%を超える 3,000 羽程度が毎年渡来し、国際的にも同個体群にとって重要な区域である。また、海岸砂丘を中心に、環境省が作成したレッドリストに掲載されたている絶滅危惧 I B類のチュウヒ、絶滅危惧 II 類のオジロワシ及びハヤブサ等、クロマツの植林地には絶滅危惧 I A類のチゴモズ等の希少な鳥類も確認されている。

このように、当該区域では、希少な鳥類の生息や繁殖も確認されており、コハクチョウをはじめ多くの渡り鳥が越冬、採餌及び休息の場として利用していることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

(3) 管理方針

1)集団渡来地の保護区として、コハクチョウを始め多くの渡り鳥の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。

- 2) 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の 鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 3) 鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- 4) 違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。
- 3 国指定鳥獣保護区の面積内訳 別表1のとおり。
- 4 当該区域における鳥獣の生息状況
 - (1) 当該地域の概要
 - ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、山形県酒田市に位置し、最上川河口、その周辺沿岸海域及び赤川河口並びに両河川から運ばれる土砂によって形成された海岸砂丘からなっている。

イ 地形、地質等

当該区域は、山形県と福島県県境にある西吾妻連峰の北麓を源流にして米沢盆地などを経て日本海に注ぐ最上川及び月山等を源流とする赤川の長年の氾濫等によって形成された庄内平野と、その海岸に北西の季節風に伴う波浪によって押し返された海岸砂丘からなっている。

ウ植物相の概要

当該区域は、最上川河口付近の河川敷には湿地、ヨシ群落、ススキ等の草原が残されているほか、沿岸部が不安定砂丘及び砂丘部にハマニンニク・コウボウムギ群落及びその背後のクロマツの植林地が広がっている。

特に、最上川中州では、第4次環境省レッドリストにおける準絶滅危惧のタコノアシの生育が確認され、河口部から海岸砂丘部では絶滅危惧 II 類のノダイオウの生育も確認されている。また、クロマツ植林地は江戸時代から築かれてきた砂防林で

ある。

エ 動物相の概要

当該区域は、鳥類では 58 科 293 種が確認されており、特に近年は、約 5,000 羽程度のハクチョウ類、約 5,000 羽程度コクガン、ヒシクイ等のガンカモ類が越冬している。

また、当該区域の海岸部には、冬期にチュウヒ、オオワシ、オジロワシ、オオタカ、ノスリ等の猛禽類、夏期にはチゴモズ等の生息が確認されている。

獣類では、アカネズミ、トウホクノウサギ、ホンドタヌキ等 15 種の哺乳類の生息が確認され、両生類では、イモリ等 10 種、爬虫類では、ヤモリ等 5 種、魚類では、ウグイ、マハゼ、ニゴイ、ウケクチウグイ等 28 種が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア島類

別表2のとおり。

イ獣類

別表3のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域内において、農林水産物への被害は確認されていない。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

- (1) 鳥獣保護区用制札 6本
- (2)案 内 板 2基

7 存続期間の更新の理由

当該鳥獣保護区はハクチョウ類を含むガンカモ類等の多くの渡り鳥の越冬地、休息地 及び採餌の場として利用されており、今後もこれら鳥類の渡来地として保護する必要が あることから更新を行うものである。

8 参考事項

(1) 当初指定

平成 17 年 11 月 1 日 (平成 17 年 10 月 28 日環境省告示第 136 号)

別表1 国指定最上川河口鳥獣保護区の面積内訳

◆形態別面積内訳

		鳥獣保護区		特別]保護地区		特別保護指定区域		
	既存面和	拡大 (縮小) 面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	1,537 h	a ha	1,537 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
林 野	549 h	a ha	549 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
		i			i		ha	ha	
農耕地	135 h	a ha	135 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
水 面	490 h	a ha	490 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
7 00 // 10	000 1		000 1			,	ha ,	ha ,	,
その他	363 h	a ha	363 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

▼別有別囬慎內試		鳥獣保護	赵	特別	保護地区	<u>.</u>	特別保護指定区域			
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	
国有地	413 ha	ha	413 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
- 国有林	413 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
林野庁所管	413 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
- 制限林	310 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
- 保安林	310 ha	-1 ha	309 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
一 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
□ □ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
┗ 普通林	103 ha	1 ha	104 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
- 文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
- 国有林以外の国有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
□ 環境省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
地方公共団体有地	22 ha	ha	22 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
一都道府県有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
- 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
— 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
□ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
一普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
┗ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
一 市町村有地等	22 ha	ha	22 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
─制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
- 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
— 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
┗ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
┗ その他	22 ha	ha	22 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
私有地等	612 ha	ha	621 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
- 制限林地	91 ha	ha	91 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
- 保安林	91 ha	ha	91 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
— 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
□ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
普通林地	45 ha	ha	45 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
└ その他	476 ha	ha	476 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
公有水面	490 ha	ha	490 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
計	1,537 ha	ha	1,537 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	

◆他法令による規制区域										
		鳥獣保護	隻区	特別	特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha ha	ha	ha	ha	ha	ha	
自然公園法による地域	584 ha	ha	ha	ha ha	ha	ha	ha	ha	ha	
─ 特別保護地区─ 特別地域─ 普通地域	584									
文化財保護法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	

- 1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
 2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に()書きで上段に記載する。
 3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で〈)書きで記入する。
- 4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
- 5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

目	科		種または亜種	種の指定等	備考
キジ目	キジ科	<u>ウズ</u>	<u> </u>	VU	夏鳥
		ヤマ	ドリ	_	留鳥
		○ キジ		_	留鳥
カモ目	カモ科	サカ	ツラガン	DD	冬鳥
			ヒシクイ	NT·天然記念物	冬鳥
		ヒシク		VU·天然記念物	冬鳥
		 ○ マガ		NT·天然記念物	冬鳥
		<u>カリカ</u>		EN	冬鳥
		<u> </u>		CR	冬鳥
			<u>~~~</u> ュウカラガン	CR•国内希少	冬鳥
				CK EPITTY	
			ジュウカラガン	—————————————————————————————————————	冬鳥
		<u> </u>		VU·天然記念物	冬鳥
		○ コハ:		-	冬鳥
			Jカコハクチョウ	-	冬鳥
			ハクチョウ	_	冬鳥
			ンガモ	VU	迷鳥
		アカ	ツクシガモ	DD	迷鳥
		オシ	ドリ	DD	夏鳥
		オカ	ヨシガモ	_	冬鳥
		ヨシス	ガモ	_	冬鳥
		○ ヒドリ	ガモ	_	冬鳥
		アメリ	リカヒドリ	_	冬鳥
		○ マガ		_	冬鳥
		〇 カル		_	留鳥
			ビロガモ	_	冬鳥
		○ オナ		_	冬鳥
		シマ		– VU	旅鳥
		<u> トモ-</u> ○ コガ・	<u>にガモ</u> モ	V U	冬鳥 冬鳥
			し リカコガモ	_	冬鳥
		() ホシ		_	冬鳥
		アカ	ハジロ	DD	迷鳥
			コガモ	_	迷鳥
			クロハジロ	_	冬鳥
		○ スズ		_	冬鳥
			ズガモ リガモ	– LP	迷鳥 冬鳥
			ナミキンクロ	——————————————————————————————————————	冬鳥
			ードキンクロ	_	冬鳥
		クロス	ガモ	_	迷鳥
			Jガモ	_	迷鳥
		〇 ホオ		_	冬鳥
			イサ	_	冬鳥
		○ ウミブ○ カワ		-	冬鳥 冬鳥
 カイツブリ目	カイツブリ科		ノイリ ソブリ		留鳥
ガイノノッ日	カイフフッキ		ィフッ エリカイツブリ	-	
				_	冬鳥
			ムリカイツブリ	_	冬鳥
			イツブリ	_	冬鳥
			ロカイツブリ		冬鳥
サケイ目	サケイ科	サケ		_	迷鳥
ハト目	ハト科		スバト	NT·天然記念物	迷鳥
		○ キジ	バト	_	留鳥
		アオ	バト	_	夏鳥
アビ目	アビ科	○ アビ		_	冬鳥
		オオ	ハム	_	冬鳥
			エリオオハム	_	冬鳥
			ジロアビ	_	迷鳥
ミズナギドリ目	ミズナギドリ科		ンロテヒ ミズナギドリ		旅鳥
ヘイ・ノーコードン 口				CD 国由参小 性则工处包入恤	
	つウ ルロシ) L I I		
コウノトリ目 カツオドリ目	コウノトリ科 ウ科	<u>コウ</u> ヒメウ		CR·国内希少·特別天然記念物 EN	冬鳥

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
カツオドリ目	ウ科	○ ウミウ	_	留鳥
ペリカン目	サギ科	ヨシゴイ	NT	夏鳥
,,,, H	/ 111	ミゾゴイ	VU	夏鳥
		ゴイサギ	_	夏鳥
			_	
		ササゴイ	-	夏鳥
		アカガシラサギ	_	迷鳥
		アマサギ	_	夏鳥
		○ アオサギ	_	留鳥
		○ ダイサギ	_	留鳥
		チュウダイサギ	_	夏鳥
		チュウサギ	NT	夏鳥
		コサギ		
				留鳥
		クロサギ	NT	留鳥
		カラシラサギ	NT	旅鳥
	トキ科	ヘラサギ	DD	旅鳥
		クロツラヘラサギ	EN	旅鳥
ツル目	ツル科	ナベヅル	VU•国際希少	迷鳥
	クイナ科	クイナ	_	冬鳥
	2 1 7 11	ヒクイナ	NT	夏鳥
		バン	_	夏鳥
		オオバン		冬鳥
カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ	_	夏鳥
		ホトトギス	_	夏鳥
		ツツドリ	_	夏鳥
		○ カッコウ	_	夏鳥
ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	NT	夏鳥
アメツバメ目	アメツバメ科	ハリオアマツバメ	_	夏鳥
ノブノハブロ)			
		アマツバメ	_	夏鳥
チドリ目	チドリ科	タゲリ	_	冬鳥
		ケリ	DD	夏鳥
		ムナグロ	_	旅鳥
		ダイゼン	_	旅鳥
		ハジロコチドリ	_	迷鳥
		イカルチドリ	_	夏鳥
		コチドリ	_	夏鳥
		○ <u>シロチドリ</u>	VU	夏鳥
		メダイチドリ	_	旅鳥
		オオメダイチドリ	_	旅鳥
	ミヤコドリ科	ミヤコドリ	_	迷鳥
	セイタカシギ科	セイタカシギ	VU	旅鳥
	シギ科	ヤマシギ	_	夏鳥
	√ 1/11	オオジシギ	NT	旅鳥
		ハリオシギ	_	迷鳥
		タシギ	_	冬鳥
		オグロシギ	_	旅鳥
		オオソリハシシギ	VU	旅鳥
		コシャクシギ	EN·国際希少	迷鳥
			_	旅鳥
		ハリモモチュウシャク	_	迷鳥
			_	
		ダイシャクシギ		迷鳥
		ホウロクシギ	VU	旅鳥
		<u>ツルシギ</u>	VU	旅鳥
		アカアシシギ	VU	旅鳥
		コアオアシシギ	_	旅鳥
		アオアシシギ	_	旅鳥
		クサシギ	_	旅鳥
		タカブシギ	VU	旅鳥
			_	旅鳥
		キアシシギ		
		キアシシギ ソリハシシギ	_	旅鳥
		ソリハシシギ	_ _	旅鳥
			- - -	

目	科	種または亜種	種の指定等	備
チドリ目	シギ科	○ ミユビシギ		旅鳥
		○ トウネン	_	旅鳥
		オジロトウネン	_	迷鳥
		ヒバリシギ	_	旅鳥
		ヒメウズラシギ		迷鳥
			_	
		ウズラシギ	_	迷鳥
		サルハマシギ	_	迷鳥
		ハマシギ	NT	旅鳥
		<u>ヘラシギ</u>	CR	旅鳥
		キリアイ	_	旅鳥
		エリマキシギ	_	旅鳥
		アカエリヒレアシシギ	_	旅鳥
		ツバメチドリ	VU	迷鳥
	カモメ科	ミツユビカモメ		冬鳥
		ユリカモメ	_	冬鳥
		<u>ズグロカモメ</u>	VU	迷鳥
		○ ウミネコ	_	留鳥
		○ カモメ	_	冬鳥
		ワシカモメ	_	冬鳥
		シロカモメ	_	冬鳥
		→ セグロカモメ		
			_	冬鳥
		○ オオセグロカモメ	_	冬鳥
		ニシセグロカモメ	_	迷鳥
		<u>オオアジサシ</u>	VU	迷鳥
		○ コアジサシ	VU·国際希少	夏鳥
		アカアシアジサシ	_	迷鳥
		アジサシ	_	旅鳥
		クロハラアジサシ	_	旅鳥
		ハジロクロハラアジサシ	-	旅鳥
	トウゾクカモメ科	トウゾクカモメ	_	旅鳥
		クロトウゾクカモメ	<u> </u>	旅鳥
	ウミスズメ科	ハシブトウミガラス	_	冬鳥
		ウミガラス	CR·国内希少	迷鳥
		ウミスズメ	CR	冬鳥
	~ .) add	ウトウ	_	冬鳥
タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	NT	夏鳥
	タカ科	ハチクマ	NT	夏鳥
		O トビ	_	留鳥
		オジロワシ	VU·天然記念物·国内希少	冬鳥
		オオワシ	VU·天然記念物·国内希少	冬鳥
		チュウヒ	EN	冬鳥
			EIN	
		ハイイロチュウヒ	_	冬鳥
		マダラチュウヒ	_	迷鳥
		ツミ	_	夏鳥
		○ ハイタカ	NT	留鳥
		○ <u>オオタカ</u>	NT·国内希少	留鳥
		し <u> </u>	VU	夏鳥
		○ ノスリ トラマ・ソ	_	留鳥
		ケアシノスリ		冬鳥
フクロウ目	フクロウ科	コノハズク	_	冬鳥
		シロフクロウ	_	迷鳥
		フクロウ	_	留鳥
		アオバズク	_	夏鳥
		トラフズク	_	留鳥
		コミミズク	_	冬鳥
サイチョウ目	ヤツガシラ科	ヤツガシラ	_	旅鳥
2 1 2 a 2 b	カワセミ科	カワセミ	_	留鳥
ブッポウソウ目	* *	ヤマセミ	_	留鳥
ブッポウソウ目	キツツ土利		_	百色
	キツツキ科	アリスイ	_	夏鳥
ブッポウソウ目	キツツキ科	アリスイ 〇 コゲラ	- -	留鳥
ブッポウソウ目	キツツキ科	アリスイ	_ _ _	

目	科		種または亜種	種の指定等	備考
キツツキ目	キツツキ科	0	アオゲラ	_	留鳥
ハヤブサ目	ハヤブサ科	0	チョウゲンボウ	_	留鳥
			コチョウゲンボウ	_	冬鳥
			チゴハヤブサ	_	夏鳥
		\circ	ハヤブサ	VU·国内希少	留鳥
スズメ目	サンショウクイ科		サンショウクイ	VU	夏鳥
	カササギヒタキ科		サンコウチョウ	_	夏鳥
	モズ科		チゴモズ	CR	夏鳥
		\bigcirc	モズ	_	留鳥
			アカモズ	EN	夏鳥
			オオモズ	_	冬鳥
	カラス科	\cap	カケス		留鳥
	カノハ杆		オナガ		留鳥
			コクマルガラス		
				_	冬鳥
			ミヤマガラス	_	冬鳥
		_	ハシボソガラス	_	留鳥
		0	ハシブトガラス		留鳥
	キクイタダキ科		キクイタダキ	_	留鳥
	シジュウカラ科		コガラ	_	留鳥
			ヤマガラ	_	留鳥
		\circ	ヒガラ	_	留鳥
		\circ	シジュウカラ	_	留鳥
	ヒバリ科		ヒメコウテンシ	_	迷鳥
		0	ヒバリ	_	夏鳥
			ハマヒバリ	_	冬鳥
	ツバメ科	0	ショウドウツバメ	_	旅鳥
		_	アカハラツバメ	_	夏鳥
		\bigcirc	ツバメ	_	夏鳥
			コシアカツバメ	_	夏鳥
			イワツバメ		夏鳥
	1.→1011fd	0			
	ヒヨドリ科	0	ヒヨドリ		留鳥
	ウグイス科	0	ウグイス	_	留鳥
			ヤブサメ	-	夏鳥
	エナガ科		エナガ	_	留鳥
	ムシクイ科		キマユムシクイ	_	飛島
			メボソムシクイ	_	夏鳥
			エゾムシクイ	_	夏鳥
			センダイムシクイ	_	夏鳥
	メジロ科	0	メジロ	_	留鳥
	センニュウ科		シマセンニュウ	_	迷鳥
	ヨシキリ科	0	オオヨシキリ	_	夏鳥
			コヨシキリ	_	夏鳥
	セッカ科		セッカ	_	夏鳥
	レンジャク科		キレンジャク		 冬鳥
	レンマイノイエ		ヒレンジャク	_	冬鳥
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	ゴジュウカラ科		ゴジュウカラ	_	留鳥
	ミソサザイ科		ミソサザイ	_	留鳥
	ムクドリ科		ムクドリ	_	留鳥
		0	コムクドリ	_	夏鳥
			ホシムクドリ	_	夏鳥
	カワガラス科		カワガラス	_	留鳥
	ヒタキ科	_	トラツグミ	_	留鳥
		\circ	クロツグミ	_	夏鳥
			マミチャジナイ	_	留鳥
		\cap	シロハラ	_	留鳥
		_	アカハラ	_	留鳥
		\bigcirc	ツグミ	_	冬鳥
		\cup		_	
			ハチジョウツグミ	_	冬鳥
			ノゴマ	_	迷鳥
			コルリ	_	夏鳥
			コルリ ルリビタキ	_ _	夏馬 留鳥 冬鳥

	目	科	種または亜種	種の指定等	備考
	スズメ目	ヒタキ科	ノビタキ	_	旅鳥
			イソヒヨドリ	_	留鳥
			サメビタキ	_	夏鳥
			コサメビタキ	_	夏鳥
			○ キビタキ	_	夏鳥
			ムギマキ	_	迷鳥
			オオルリ	_	夏鳥
		スズメ科	ニュウナイスズメ	_	夏鳥
		2 2 2 11	○ スズメ	_	留鳥
		セキレイ科	キセキレイ		留鳥
		C (+ 171	○ ハクセキレイ	_	留鳥
			セグロセキレイ	_	留鳥
			ビンズイ	_	夏鳥
			タヒバリ		夏鳥
		アトリ科	O アトリ	_	冬鳥
			オオカワラヒワ	_	留鳥
			○ カワラヒワ	_	留鳥
			マヒワ	_	夏鳥
			ベニヒワ	_	冬鳥
			ハギマシコ	_	冬鳥
			〇 ベニマシコ	_	冬鳥
			オオマシコ	_	冬鳥
			ギンザンマシコ	_	迷鳥
			イスカ	_	冬鳥
			ベニバラウソ	_	迷鳥
			アカウソ	_	冬鳥
			ウソ	_	留鳥
			○ シメ	_	冬鳥
			コイカル	_	夏鳥
			イカル	_	夏鳥
			ツメナガホオジロ	_	旅鳥
		27.7 % N W V E-FF	ユキホオジロ	_	冬鳥
		ホオジロ科	シラガホオジロ		旅鳥
		ハインロギ	シノルホオシロ ○ ホオジロ	_	が 留鳥
				_	
			○ ホオアカ 	_	夏鳥
			コホオアカ	_	旅鳥
			○ カシラダカ	_	冬鳥
			ミヤマホオジロ	_	冬鳥
			シマアオジ	CR	旅鳥
			シマノジコ	_	迷鳥
			ノジコ	NT	夏鳥
			○ アオジ	_	留鳥
			クロジ	_	夏鳥
			コジュリン	VU	夏鳥
			オオジュリン	_	夏鳥
合計	22目	58科	293種		

(注)

- 1. データは、鳥獣保護区管理員報告書及び補足調査結果に拠る。
- 2. 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、鳥類については「日本鳥類目録 改訂第7版(日本鳥類学会、2012年)」、獣類については「日本野生鳥獣目録(環境省自然環境局 野生生物課、平成14年7月)」に拠った。
- 3. 種の指定等の要件は次のとおりである。

環境省レッドリスト(平成24年改訂)

CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB、 VU:絶滅危惧Ⅱ類

NT:準絶滅危惧、 DD:情報不足

国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種 国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種 天然記念物: 文化財保護法による天然記念物

- 4. 〇印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
- 5. 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する

	E	科		種または亜種	種の指定等	備考
	モグラ目	トガリネズミ科		ジネズミ	_	
		モグラ科		ヒミズ	_	
			0	アズマモグラ	_	
	コウモリ目	ヒナコウモリ科		ヒナコウモリ	_	
	ネコ目	イヌ科	0	ホンドタヌキ	=	
			\circ	ホンドキツネ	_	
		イタチ科		テン	_	
				ホンドイタチ	_	
	ネズミ目	リス科	0	ニホンリス	=	
				ムササビ	_	
		ネズミ科		ヤチネズミ	_	
				ハタネズミ	_	
				アカネズミ	_	
				ハツカネズミ	_	
	ウサギ目	ウサギ科	0	トウホクノウサギ	_	
計	5目	8科		15種		

(注)

- 1. データは、鳥獣保護区管理員報告書及び補足調査結果に拠る。
- 2. 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、鳥類については「日本鳥類目録 改訂第7版(日本鳥類学会、2012年)」、獣類については「日本野生鳥獣目録(環境省自然環境局 野生生物課、平成14年7月)」に拠った。
- 3. 種の指定等の要件は次のとおりである。

環境省レッドリスト(平成24年改訂)

CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB、 VU:絶滅危惧Ⅱ類

NT:準絶滅危惧、 DD:情報不足

国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種 国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種 天然記念物: 文化財保護法による天然記念物

- 4. 〇印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
- 5. 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する